

小平市市民参加の推進に関する指針

第1 基本的考え方

小平市の自治の基本理念や市政に関する基本的な事項を定めた小平市自治基本条例（平成21年条例第27号）は、第2条において、情報共有と参加・協働を自治の基本理念の実現に当たっての基本的な指針として位置付け、第10条において、市民参加の機会の保障について明文化している。

本指針は、自治基本条例に基づき、市民参加の前提となる情報共有のための情報公開及び市民参加の方法の基本事項について定めるものである。

これまで取り組んできた市民参加の手法等を踏まえつつ、多くの市民が市政に関わることができる機会を設けるよう努めることを基本として、自治の担い手として責任ある市民の意識を醸成する取組を、引き続き推進するものとする。

市民参加の方法については、広く市民の意見を聴くという観点はもとより、市民相互の議論が盛んになされるという観点も重視し、検討課題に応じて様々な手法を試みることに配慮していくものとし、多様な意見の収集に努めるものとする。

第2 市民参加の前提となる情報共有

市民参加の前提となる情報共有の一層の推進を図る。

開示請求に基づく市政情報の公開はもとより、小平市情報公開条例第28条に定める情報公開の総合的な推進を図る。

(1) 情報公表施策の拡充

法令等に基づく情報の公表については、ホームページの活用等により充実を図っていく。

(2) 情報提供施策の拡充

市政の基礎的なデータや情報の提供について、市報、市ホームページのほか、必要に応じて、別表1に掲げる情報提供の手法を活用するなど充実を図っていく。なお、情報の提供にあたっては、分かりやすい行政資料の作成を念頭に、その表現内容の工夫に努めるものとする。

また、市民の参加を得ながら進める政策形成過程の情報提供として、次

の事項を進めていく。

- ① 市の行政の各分野における基本的な構想及び計画等の策定又は大幅な改定等（以下「計画策定等」という。）については、その趣旨、策定体制及びスケジュール等を明らかにした策定基本方針をあらかじめ定め、これを公表する。
- ② 審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに準じて要綱等により設置されたもの。以下同じ。）の会議については、非公開事項を扱うもの等を除き原則として公開とし、また、傍聴者に対しては会議の審議資料等を原則として配布するほか、小平市審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領に基づき実施する。

第3 市民参加の方法

自治基本条例第10条の規定に基づき、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募及び提案の受付など、別表2に掲げる市民参加の手法等を参考とする適当な方法により、参加の機会を保障するものとする。

市民意見公募手続（パブリックコメント）をする場合には、小平市市民意見公募手続要綱に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（1）政策形成過程への参加の基本類型

ア 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更にあたっては、市民公募委員を含む審議会等が計画検討組織となるとともに、素案について市民意見公募手続での意見聴取を経て、計画案を作成していくパターンを基本としていく。また、計画の性格等に応じて、別表2に掲げる市民参加の手法等を活用するものとする。

イ 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成にあたっては、市民意見公募手続などでの意見聴取を経て、案を策定していくパターンを基本としていくものとする。

ウ 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃にあたっては、市民意見公募手続での意見聴取を経て、決定していくパターンを基本としていく。また、施策や制度の性格等に応じて、別表2に掲げ

る市民参加の手法等を活用するものとする。

エ 重要な市の施設の設置又は廃止にあたっては、市民意見公募手続での意見聴取を経て、決定していくパターンを基本としていく。また、施設の性格等に応じて、別表 2 に掲げる市民参加の手法等を活用するものとする。

(2) 市民公募委員の確保など審議会等に関する配慮事項

ア 審議会等における市民公募委員については、委員の改選時等をとらえながら、現行の委員総数の枠内でできる限り、委員数の概ね 4 割から 5 割の水準で公募枠を確保していくものとする。なお、審議会等において意見を聴取すべき専門分野の有識者や関係機関等が多数あり、かつ計画策定等に際し、当該審議会等のほかに、市民から意見聴取を行う機会（市民意見公募手続及び計画策定等の基礎資料とするために事前に実施するアンケートを除く。）が確保される場合においては、委員数の公募枠を概ね 2 割から 3 割の水準とすることができるものとする。

イ 市民公募委員については、より多くの市民の参加を促進する観点から、原則として、複数の審議会等の市民公募委員を兼ねてはならないものとする。また、同一審議会等での多選についてもこれを極力避けるため、原則として 10 年を超えて再任されないものとする。

ウ 審議会等における委員構成については、引き続き、どちらの性の委員の割合も 30% 以上（達成後は 50%）という小平アクティブプラン 21（第三次小平市男女共同参画推進計画）の目標達成に配慮する。

(3) その他

自治基本条例第 11 条の規定に基づき、市民のだれもが容易に市政に参加をすることができるよう、資料の作成方法や市民参加のための各種会議等の開催・運営手法等について工夫し、配慮するものとする。

また、感染症等を想定した新しい生活様式を踏まえ、市民参加及びその前提となる情報提供の手法の実施に当たっては、多様な市民が参加しやすくなるような工夫の視点も含めて、Web の活用など、非対面や多くの市民の参集を要しない方法について、必要に応じて積極的に活用するものとする。

第4 適用期日

本指針は、令和2年10月1日から適用する。

別表1

情報提供の手法例
説明会
講演会、セミナー等
シンポジウム、フォーラム等
出前講座、出前授業（学校等）
オープンハウス
パネル展示、ポスター掲示
ニュース、メールマガジン等の発行・発信
パンフレット、リーフレットの配布

別表2

市民参加の手法例
検討委員会、懇談会、審議会等
アンケート調査、世論調査（意識・実態調査等） ※郵送、Web等
公聴会、市民意見交換会、地域懇談会等
ワークショップ（カフェ方式、体験型等） ※無作為抽出型、募集型
タウンミーティング
インタビュー、ヒアリング
モニター調査
アイデア・作品等の募集